内 水 面 0 振 興 íZ 関す る法 律 施 行 令 \mathcal{O} 部 を改 正する政令案 参照条文

内 水 面 漁 業 0) 振 興 に 関す á 法 律 伞 成二十 六 年 法 律 第百

号)

抄

 \bigcirc

指 定 養 殖 業 0 許 可

第二 を営もうとする者 +六 条 漁 業 法 は、 \mathcal{O} 規 定 養 (殖場ごとに、 が 適用 さ れる 農 水 林 面 水 以 産 外 大 \mathcal{O} 臣 水 0 面 許 で 可 営 を受けなけ ま れる養殖 業で れば な あ 5 つ て政 な 令 で 定 め るも 0) 以 下 指 定 養 殖

2 指 定 養 2殖業の 許 可 は、 養 殖場 に お 1 て養 殖 することができる 水産動植 物 \mathcal{O} 量 を定めて 行うもの とする。

3 営 む 者及びその 項 の 政 令 は、 養 殖 場に 当 該 養 0 11 殖 業に \mathcal{T} 制 保る内 限 措置、 を 水 講 面 ず 水 る必必 産 資 要が 源 \mathcal{O} あ 持 り、 続 的 な か 利用 つ、 政 \mathcal{O} 府 確 間 保 又は内・ \mathcal{O} 取決めそ 水 面 \mathcal{O} 漁 業 他 0) \mathcal{O} 関 持 係 続 上 的 当 かつ 該 健 措 全な 置 を 発 統 一して 展 0) た 講ずること め 養殖

4 が 適 第 当 一であ 項 \mathcal{O} 政令を制 ると認め 6 定 れる L 又 は 養 改 殖 業に 廃 す る場 0 いて定り 一合には、 \otimes るものとする。 政令で、 その 制定又は 改 廃 に 伴 V 合 理 的 に 必 要と

5 林 水 産 大臣 正は、 第 項 \mathcal{O} 政 過 令 \mathcal{O} 制 定 又は む。 改 を定めることが 廃 0 立案をしようとするとき は、 水 産 政 策 審 議 会 \mathcal{O} 意 見 を 聴 か な け れ ば なら

できる。

判

断

さ

れ

る

範

开

内

に

お

所

水産 大臣 は、 第 項 0) 許 可 を たときは 農林水産省令で定めるところにより、 その 者に対 L 許 可 証 を交付 ?する。

6

林

 \mathcal{O}

経

過

措

置

(罰

則

に

関

す

Ś

経

措

置

を含

○ 水産基本法(平成十三年法律第八十九号)(t

(権限)

第三十六条 じ、こ \mathcal{O} 法 律 審 \mathcal{O} 議 会は、 施 行 に この 関す る 法 重 律 要 \mathcal{O} 事 規 定に 項 を 調 ょ 査 ŋ 審 そ 議 0) す 権限に る。 属 さ せら れ た事 項 を 処 理 す る ほ か 農 林 水 産 大 臣 又 は 関 係 各 大 臣 0 諮 問 に 応

2 審 議 会は 前 項 12 規 定 する 事 項 に 関 L 農 林 水産大臣又は 関 係各大臣に 意見 を 述べ ることが できる。

3

第三十 特 進 三十七号) 生 産 別 法 審 措置法 確保法 議会は、 -八号) (昭和四· 昭 (平成十一年 及び 漁 +前 二項 六 和 船 内 五. 年 法 + べに規定 法 水 (昭 律第六十 面 和二十 法 年 漁 業 律 法 す 第五十一 る \mathcal{O} 律 · 号) 振 第四十三号)、 ŧ Ŧī. 興 年 0) K 法 \mathcal{O} 関する 号)、 4 第 百 沿岸漁 ほ か、 中小 法 場 七 漁 業法 律 整 + 海洋生物資 企業者と農林漁業者との 備 ·八号)、 平 開 (昭 和 -成二十六年 発 法 源 水 二十四年法律第二百六十七号)、 昭昭 \mathcal{O} 産 保 和四十九 資 存及び管 法律第百 源保護法 年 三号) 連 理 法 (昭 注律第四· 携による事業活 に 関する法 和二十六年法律第三百 \mathcal{O} 規 十九号)、 定 に 律 ょ 平 ŋ 動 漁港漁場 Ź -成八年 漁業経 0 促 \mathcal{O} 権 進 法律 に 営 十三号)、 整 限 関 0) 備 に 第七十 する法律 法 属 改 高させら 善 及 昭 和二 七 び 海 号) 再 洋 れ 伞 た 建 水 + 事 成二十年法 整 産 五. ず項を処 持 備 資 年 続的 源 法 に 関 開 律 理 す 養 発 第 す 律 る 殖 促 百

(委任規定)

る。

三十 九条 この法 律 定めるも 0) 0) ほ か、 審 議 会の 組 織 所 掌 事 務及び 運 営 関 必 要 な 事 項 は、 政 令で定める。

○ 水産政策審議会令(平成十三年政令第二百三十号)(

(分科会)

第五条 審議会に、 次の表の上欄に掲げる分科会を置き、 これらの分科会の 所掌事 務は、 審議会の所掌事 務 のうち、 それぞれ同表の下

欄に掲げるとおりとする。

名称	听掌事务
資源管理分科会	一 水産基本法の施行に関する重要事項のうち、水産資源の適切な保存及び管理に関する施策に係る
	ものを調査審議すること。
	二 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)、漁船法(昭和二十五年法律第百七十八号)、水産
	資源保護法(昭和二十六年法律第三百十三号)、海洋水産資源開発促進法(昭和四十六年法律第六
	十号)、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成八年法律第七十七号)及び内水面漁業の
	振興に関する法律(平成二十六年法律第百三号)(第九条第四項(同条第七項において準用する場)
	合を含む。)を除く。)の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
漁港漁場整備分科会	一 水産基本法の施行に関する重要事項のうち、漁港及び漁場の整備に関する施策に係るものを調査
	審議すること。
	二 漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第百三十七号)の規定により審議会の権限に属させられた事
	項を処理すること。

2 前 項の表の上欄に掲げる分科会に属すべき委員及び特別委員は、 会長が指名する。

3 分科会に分科会長を置き、当該分科会に属する委員の互選により選任する。

4 分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。

5 分科会長に事故があるときは、 当該分科会に属する委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 審 議会は、その定めるところにより、 分科会の議決 (次条第六項の規定により分科会の議決とされるものを含む。)をもって審議

会の議決とすることができる。